

地域計画書【取組個票】

個票番号	1
取組の名称	土壌・生育診断の推進支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、土壌又は生育診断の実施に要する費用の支援を通じて、適正施肥の推進を図る。
別記1第2の1の (1)アからソま での取組項目	ア、イ、ウ、コ、セ
取組内容	<p>土壌診断又は生育診断を行うサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が、同サービスの利用を希望する地域の農業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月末日までのサービス利用料に係るものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	サービス提供事業者
交付単価	契約料金の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を活用して実施するサービスの顧客リスト ・サービスを契約した又は契約することが確実なこと、契約期間、契約日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・契約料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等
取組予定面積	7 ha（地域内において土壌・生育診断を行う延べ面積）
事業費	100,000 円 (単価 2,000 円/人×農業者 50 名)
うち交付金の所要額	50,000 円 事業費の 1/2

(別紙)

「土壌・生育診断の推進」における交付の条件

個票番号1の「土壌・生育診断の推進」において、サービス提供事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 契約料金

契約料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) サービス提供事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている同様のサービスの料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、同様のサービスが地域内で提供されていない場合は、近隣地域で提供されている料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

契約料金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす契約料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	2
取組の名称	国内資源活用肥料の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料価格の一部支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	エ、オ、カ、キ
取組内容	<p>肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「対象肥料」という。）のうち別表に掲げるものを地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料は、ペレットなど粒状に成形されているものに限る。 ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	200円/20kg
交付単価の設定根拠	<p>地域の農業者が対象肥料を利用する際に、化成肥料と比較した掛かり増し経費の1/2に相当する額として設定。</p> <p>①輸送費 全日本トラック協会の標準運賃表から10tトラックで化成肥料を250km輸送した際の費用を145円/20kgとし、化成肥料の約1.2倍の容積の対象肥料は29円/kgの掛かり増しとなる。また、堆肥等の供給地から製造工場、製造工場から小売店、小売店から農業者までの計3回の掛かり増し経費が発生すると想定し、87円/20kgと設定。</p> <p>②散布 地方自治体の農作業標準労賃を参考に、ブロードキャスターを用いた散布料金を1,560円/10aと算出。 他方、単位施肥量は、令和3年度農産物生産費統計より米生産者は製品ベースで61.7kg/10a。地方自治体の施肥基準から、米、麦・大豆、野菜・果樹・飼料作物の成分ベースの施肥量を算出し、全作物の単位施肥量の平均値を製品ベースで87.3kg/10a（20kg袋で約4袋）と算出。これらを踏まえ、肥料20kg当たりの散布料金を1,560円/10a÷4袋＝390円/20kgと算出。 このため化成肥料の約1.2倍の容積の対象肥料は78円/20kgの掛か</p>

	<p>り増しと設定。</p> <p>③土壌分析及び施肥設計</p> <p>分析会社のサービス料金を参考に、1点当たり土壌分析は4,833円、施肥設計が4,625円と設定。</p> <p>1haにつき1点の分析を行う場合、土壌診断及び施肥設計に係る経費は(4,833円+4,625円)÷10=946円/10a。</p> <p>10a当たり20kg入り袋の4袋のため236円/20kgと設定。</p> <p>これらの合計401円/20kgの1/2である200円/20kgを交付単価として設定。</p>
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類等
取組予定面積	351ha（対象肥料が施肥される面積の試算値）
事業費	1,950,000円 200円/20kg×195,000kg
うち交付金の所要額	1,950,000円 （同上）

(別紙)

「国内資源活用肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号2の「国内資源活用肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 対象肥料の小売価格を令和5年6月1日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
- (2) (1)以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である200円/20kg分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

個票 2 別表

肥料の種類	肥料の名称	商品名
汚泥発酵肥料	エココンポスト	ソイルプロテクター
副産肥料	副産肥料 1 号	草木リンピ
混合有機質肥料	アミノ酵肥	アミノ酵肥
混合有機質肥料	new アミノ 21	アミノ 21
その他 上記肥料の種類に該当し、上記商品と同等の効果が見込まれる対象肥料		